

# 2026年度 法科大学院

## 第2期入学試験問題

### 1 時限

### 憲法

### (論文式)

## 試験時間 50 分

#### 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

## [憲法]

つぎの1～4の文章、並びに第2ページ以下に記す【資料1】および【資料2】を読んで、設問に答えなさい。

(法律の条項およびその内容における漢数字は、号数を除き、算用数字で記している。また、促音を表す語は、法令の用語等に関わらず、小文字で表記している。)

- 1 司法書士法第3条第1項は、登記又は供託に関する手続の代理等を行うことを司法書士の業務として定めているが、同法第73条第1項は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者（同法第68条が定める公共嘱託登記司法書士協会を除く。）が、同法第3条第1項第一号から第五号までに規定する業務を行うことを禁止し、同法第73条第1項の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられることとなっている（同法第78条第1項）。
- 2 行政書士が、司法書士会に入会している司法書士でなく、かつ、法定の除外事由がないのに、業として、有限会社代表取締役Aほか17名の各嘱託を受け、同人らの代理人として、有限会社変更（取締役の住所変更）登記等17件の登記申請手続を行い、司法書士の業務を行ったことにより司法書士法違反の罪に問われた事件において、最高裁判所平成12年2月8日判決（最高裁判所刑事判例集第54巻第2号1頁）は、非司法書士による業務としての登記申請の代理行為等の原則禁止を定めた当時の司法書士法第19条第1項および第25条第1項による規制の趣旨・目的につき、次のように述べている。すなわち、「司法書士法の右各規定は、登記制度が国民の権利義務等社会生活上の利益に重大な影響を及ぼすものであることなどにかんがみ、法律に別段の定めがある場合を除き、司法書士及び公共嘱託登記司法書士協会以外の者が、他人の嘱託を受けて、登記に関する手続について代理する業務及び登記申請書類を作成する業務を行うことを禁止し、これに違反した者を処罰することにしたもの」であるということである。
- 3 また、上記2の事件の控訴審判決（仙台高等裁判所平成9年5月23日判決[高等裁判所刑事判例集第50巻第2号109頁]）においては、「司法書士は、その資格の取得に不動産登記法や商業登記法といった登記に関する専門知識の修得が要求されている上、登記、供託及び訴訟に関する知識や、民法、商法、刑法といった幅広い法律分野における試験が課される等、法律実務上の知識と判断力が要求されている」のに対して、「行政書士は、主として行政官庁に提出する書類の作成や、私人間の権利義務又は事実証明に関する書類の作成を業務としており、その業務を行うに当たり、登記に

関する専門的知識は必須のものではないとの指摘がなされている。

- 4 他方で、上記2の事件の第1審において、被告人または弁護人は、「登記申請行為の中には極めて定型的で容易なものも含まれ」、「登記申請の前提となる登記原因証書は、行政書士法1条1項所定の権利義務に関する書類にあたり、その作成は、行政書士に専属する法定固有の業務であり、これに付随して登記申請代理を行うことは正当な職務の範囲内にあ」る等の主張を行っていた（「 」内は、同第1審の福島地方裁判所郡山支部平成8年4月25日判決[最高裁判所刑事判例集第54巻第2号23頁]より）。また、司法書士でない一般人が代理者を介さずに、本人自身で登記申請を行うことは禁止されていない。

#### 設問

司法書士法第73条第1項および第78条第1項の憲法適合性について、憲法のどの条項との関係で問題が提起されうるかを明確に記し、当該条項についての最高裁判所の判例の基本的判断枠組みを示したうえで、あなた自身の考えを述べなさい。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

#### 【資料1】司法書士法（昭和25年法律第197号）より

第1条 司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。

第3条第1項 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 登記又は供託に関する手続について代理すること。
- 二 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四号において同じ。）を作成すること。ただし、同号に掲げる事務を除く。
- 三 法務局又は地方法務局長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。
- 四 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続（不動産登記法（平成16年法律第123号）第6章第2節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。第八号において同じ。）において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること。

五 前各号の事務について相談に応ずること。

六～八 (略)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、司法書士となる資格を有する。

- 一 司法書士試験に合格した者
- 二 裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官若しくは検察事務官としてその職務に従事した期間が通算して10年以上になる者又はこれと同等以上の法律に関する知識及び実務の経験を有する者であつて、法務大臣が前条第1項第一号から第五号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認めたもの

第6条 法務大臣は、毎年1回以上、司法書士試験を行わなければならない。

2 司法書士試験は、次に掲げる事項について筆記及び口述の方法により行う。ただし、口述試験は、筆記試験に合格した者について行う。

- 一 憲法、民法、商法及び刑法に関する知識
- 二 登記、供託及び訴訟に関する知識
- 三 その他第3条第1項第一号から第五号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

3・4 (略)

第8条第1項 司法書士となる資格を有する者が、司法書士となるには、日本司法書士会連合会に備える司法書士名簿に、氏名、生年月日、事務所の所在地、所属する司法書士会その他法務省令で定める事項の登録を受けなければならない。

第73条第1項 司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者（協会を除く。）は、第3条第1項第一号から第五号までに規定する業務を行ってはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

※本条項にいう「協会」とは、第68条第1項の要件を満たし「その名称中に公共嘱託登記司法書士協会という文字を使用する一般社団法人」である。

第78条第1項 第73条第1項の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

## 【資料2】行政書士法（昭和26年法律第4号）より

第1条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを目的とする。

第1条の2 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。